

## 地域支え合い体制づくり事業について

### 1 趣旨

高齢者、障害者等の社会的弱者に対する日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図るため、自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業所等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げなどを支援する。（平成23年度限り）

### 2 経緯

国の平成22年度第一次補正予算成立に伴う、介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付（6億円〔県事業・市町村事業の計〕）により、千葉県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金が積み増しされ、平成23年度末までに「地域支え合い体制づくり事業」を実施することが決定された。本市は、本事業を活用し、活動団体への補助を行うほか、市主体の事業を実施する。

### 3 対象事業及び補助基準額

項目	事業内容	補助基準額
地域の支え合い活動の立ち上げ支援	地域における高齢者等への支援を目的とする取り組み等の先駆的・パイロット的な事業など	1事業あたり350～400万円以内
地域活動の拠点整備	訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供や情報共有のためのネットワークやシステムの整備など	1拠点あたり100万円以内
人材育成	行政、自治体、民生委員等の様々な地域資源が各々の日常業務の中で高齢者等への声かけや見守りを行うことを目的とする組織（見守り活動チーム）の育成など	1事業あたり400万円以内

※補助率10/10

※既に実施している事業や他の補助制度により実施する事業は除く。

### 4 これまでの事業の流れ

平成23年 3月 月上旬 県から事業実施の通知を受け、市から自治会、社会福祉協議会地区部会に対し、活動希望の調査を実施。

平成23年 5月 下旬 団体あて説明会開催、申請受付開始。

平成23年 6月15日 団体からの申請受付締め切り。

平成23年 7月 月上旬 県に申請。

平成23年10月 月上旬 県から内示。

平成23年11月 月上旬 市から申請団体へ交付決定通知、団体からの交付請求に応じ補助金交付開始。

### 5 県の交付決定額及び対象事業数 ※詳細は「地域支え合い体制づくり事業一覧」のとおり

交付決定額 131,446,000円

対象事業数 59事業

（内訳：自治会23、社会福祉協議会地区部会12、NPO11、その他10、市3）